

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
5月22日
(火曜日)

目次

告示

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(管財課)……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二

保安林指定の解除(宇部市)(森林整備課)……………四

保安林予定森林(山口市)(森林整備課)……………四

下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………六

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(三件)(商政課)……………八

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………九

選管告示

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正……………九

山口県告示第二百十五号



地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県庁舎中央監視設備等更新工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十四年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県庁舎中央監視設備等更新工事
- (一) 工事場所 山口市滝町地内
- (二) 工事の概要

構造及び規模	工事内容
鉄骨鉄筋コンクリート造 地下一階 地上二五階建 延べ面積 七二、〇〇〇平方メートル	中央監視設備等更新工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
 - 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十四年五月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(一)の電気工事の数値が九百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
- 共同企業体協定書の写し
 - 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し
4 委任状

(一) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所
山口県総務部管財課 山口市滝町一番一号

(三) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十四年六月七日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成二十四年七月二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県総務部管財課（電話〇八三―九三三―二二三七）にすること。

山口県告示第二百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年五月二十二日から同年六月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化薬株式会社
住 所 東京都千代田区富士見一丁目一―番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場
所在地 山陽小野田市大字郡二三〇〇番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /分)	工 事 着 手 年 月 日 定 義	工 事 完 成 年 月 日 定 義	使 用 開 始 年 月 日 定 義	間 隔 時 間 一 日 当 た の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
二七―ル	三〇	"	"	"	"
二七―又	一六〇	平成二四、 七、一〇	平成二四、 一、二〇	平成二五、 一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「二七―又」及び「二七―ル」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二七ール	四・五	二〇	五〇
二七一又	二・五	一〇〇	二〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	概 略 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
中和処理施設	ステンレス製	三三〇	凝集沈殿	断続	変動なし	平成二四、一〇	平成二四、二〇	平成二五、一
中和処理施設	"	四二〇	中 和	"	"	"	"	"
排 水 槽	鉄筋コンクリート	一、二〇〇	沈 殿	連 続	二 四 時 間	"	"	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	処理前	処理後		
凝集沈殿施設	六	一〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	二八
中和処理施設	七	六・五	浮遊物質 (mg/l)	二八
排 水 槽	七	七・五	水素イオン濃度 (水素指数)	二八

処理後	"	"	二〇	四〇	五	一〇	"	三五	五〇	一・五	二	"	"
-----	---	---	----	----	---	----	---	----	----	-----	---	---	---

No. 2 排水口	排水口	排出水の汚染状態			値			排水の一日当たりの量 (m ³)				
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)					
七・三	八・六	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	九七・四				
		一〇	二〇	一五	三〇	検出せず	二〇	四〇	一	一・五	通 常 最 大	一、二八二・四

山口県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
宇部市大字矢矯字丸山二の三、大字吉見字堤頭東三九七の二、字笹原四〇六の三、字西ノ浴北四一四の三、字堤頭四一九の三八から四一九の四〇まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

- 一 解除に係る保安林の所在場所
宇部市大字吉見字堤頭四一九の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備及び干害の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十四年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市徳地深谷字陰平二二七から二二九まで、下小鯖字大岩一六七七の二、一六七九の二、字竜ヶ岳一九八九の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市徳地深谷字陰平二二七から二二九まで・下小鯖字大岩一六七七の二・一六七九の二・字竜ヶ岳一九八九の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年七月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

下関市田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、名池町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、細江新町、西入江町、幸町、桜山町、大平町、筋川町、筋ヶ浜町、南大坪町、西大坪町、関西町、関西本町、長崎新町、長崎中央町、長崎町一丁目、長崎本町、長門町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、貴船町二丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、山の口町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、春日町、新地町、中央町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地西町、大和町一丁目、大和町二丁目、赤間町、西観音町、東観音町、上条町、神田町一丁目、神田町二丁目、西神田町、東神田町、山手町、栄町、元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目、向洋町三丁目、向山町、東向山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、羽山町、大坪本町、汐入町、金比羅町、武久町一丁目、武久町二丁目、山の田本町、山の田中央町、山の田東町、山の田西町、山の田北町、山の田南町、大

学町一丁目、大学町二丁目、大学町三丁目、大学町四丁目、大学町五丁目、幡生本町、幡生宮の下町、生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三河町、宝町、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目、彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町七丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島西山町五丁目、彦島竹ノ子島町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目、彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、彦島緑町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、垢田町一丁目、垢田町二丁目、垢田町三丁目、垢田町四丁目、垢田町五丁目、新垢田東町一丁目、新垢田東町二丁目、新垢田西町一丁目、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田西町四丁目、新垢田南町一丁目、新垢田南町二丁目、新垢田南町三丁目、新垢田北町、古屋町一丁目、古屋町二丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、綾羅木本町四丁目、綾羅木本町五丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木本町八丁目、綾羅木本町九丁目、綾羅木南町一丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、川中本町、川中本町一丁目、川中本町二丁目、川中豊町一丁目、川中豊町二丁目、川中豊町三丁目、川中豊町四丁目、川中豊町五丁目、川中豊町六丁目、川中豊町七丁目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、熊野西町、稗田町、稗田中町、稗田北町、稗田南町、稗田西町、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、長府港町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田北町、長府松小田南町、長府三島町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、清末五毛一丁目、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末陣屋、清末大門、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田五丁

目、王司神田六丁目、王司川端二丁目、王司川端二丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司南町、亀浜町、ゆめタウン、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、伊倉町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、秋根新町、秋根西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根北町、秋根南町一丁目、秋根南町二丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮学園町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府龜の甲一丁目、長府龜の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、長府惣社町、長府珠の浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋浜町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月駅前一丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄町、小月西の台、小月京泊、小月市原町、小月宮の町、椋野町一丁目、椋野町二丁目、椋野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前一丁目、安岡駅前二丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、石神町、唐戸町、阿弥陀寺町、あるかばーと、卸新町、みもすそ川町、壇之浦町、藤ヶ谷町、椋野上町、一の宮住吉一丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、一の宮本町一丁目、一の宮本町二丁目、秋根東町、形山みどり町、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、前勝谷町、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、長府高場町、前田一丁目、前田二丁目、長府満珠町、長府満珠新町、藤附町、中之町、彦島弟子待東町、千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、彦島老の山公園、形山町、一の宮卸本町、一の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、楠乃二丁目、楠乃三丁目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、長府黒門町、小月南町、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、木屋川南町三丁目、

木屋川南町四丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋東町二丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目、新椋野一丁目、新椋野二丁目、新椋野三丁目、大字伊倉、大字有富、大字石原、大字楠乃、大字豊浦村、大字前田、大字伊倉、大字宇部、大字綾羅木、大字田倉、大字秋根、大字勝谷、大字藤ヶ谷、大字松小田、大字才川、大字小月町及び大字清末



(二二八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年五月二十二日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小月店
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番二号 山田 忠平
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	林 孝介	山田 忠平

- 四 届出年月日
平成二十四年四月二十六日
- 五 変更年月日

平成二十四年一月二十四日

(三二九) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年五月二十二日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名
田中 康男

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 有限会社原田系店	変更後 有限会社原田化粧品店
--------------------------------------	-----------------	-------------------

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

昭和六十年十二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社マナ・ティー	変更後
--------------------------------------	-------------------	-----

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十一年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名
田中 康男

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 石原 隆	変更後
--------------------------------------	-------------	-----

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十二年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社丸久
 三 変更に係る事項の概要
 防府市大字江泊一九三六
 田中 康男

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社山口フジカラー	変更後
--------------------------------------	--------------------	-----

四 届出年月日
 平成二十四年四月二十六日
 五 変更年月日
 平成二十三年一月三十一日

(二三〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年五月二十二日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十四年五月二十二日
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク小月店
 所在地 下関市小月駅前一丁目一番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番三号 山田 忠平
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社丸久	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後一時二〇分まで	午前八時三〇分から午後一時二〇分まで

四 届出年月日
 平成二十四年四月二十六日
 五 変更年月日
 平成二十四年四月二十七日

(三三一) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年五月二十二日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十四年五月二十二日
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク恩田店
 所在地 宇部市草江一丁目一番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社丸久	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から翌日の午前零時二〇分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日
 平成二十四年四月二十六日
 五 変更年月日
 平成二十四年四月二十七日

(二三三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年五月二十二日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前九時一五分から午後一時一五分まで	午前八時三〇分から午後一時一五分まで

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十四年四月二十七日

(二三三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 工区に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施字岸手(一工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市代々木通二丁目一〇番地

木本商事株式会社



山口県選挙管理委員会告示第三十五号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十一年山口県選挙管理委員会告示第九十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

「防府市大字真尾二二五の一」を「防府市大字上右田三三四」に改める。

平成二十四年五月二十二日印刷

発行人所

山口県知事庁